

認証基準に関する Q&A

番号	分類	質問	回答	備考
1	要請等	「…要請する」「…注意喚起を行う」とされている内容に関し、それぞれの内容を印刷した紙等を店舗に備え付け、要点を口頭で伝えることでの対応は可ですか？	要請等の内容を印刷したものを店舗の利用者に見える位置に備え付けることにより、「…要請する」、「…注意喚起を行う」こととして頂いて結構です。	
2	呼びかけ	「入店時に従業員が来店者に呼びかけ」とあります。従業員が2名しかいないのですが、入口に1名常時いて、呼びかけをしなければならないのでしょうか。	従業員による直接の呼びかけが難しい場合は、アナウンスを流すなどの対応が考えられます。	
3		入店を断る際の発熱は何度でしょうか。	37.5℃以上、又は平熱より1℃以上高い体温を目安とします。	
4	マスク	認証店を利用した際に、マスクを着用するように言われました。国ではマスクの着用は個人の判断に委ねられているはずですが、個人的には着用したくないと考えております。店によってはマスクを着用しなくてはいけないのでしょうか。	「マスク着用の考え方の見直し等について」（政府対策本部決定）によれば、3月13日以降、マスクの着用は個人の判断に委ねられ、その判断が尊重されます。ただし、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業員に対してマスクの着用を求めることが許容されています。認証店をはじめ、施設の利用時に事業者から呼びかけられたときは、マスクの着用にご協力をお願いします。	R5.3 追記
5		「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される」とのことですが、「感染対策上又は事業上の理由等」とは具体的にはどのようなことですか。	国の通知によると、具体的には客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めることが例示されています。	R5.3 追記

4	テーブル間等の配置	テーブルの配置等は具体的にどのように対応すればいいでしょうか。	別紙「テーブルの配置等 例示」を御参照ください。	
5		同一テーブル上のパーティション等の配置について、家族の場合も必要ですか？	少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が一つのテーブルやカウンターにおいて、着座する場合については、対人距離の確保やパーティション等の設置は不要です。それ以外の場合は、対人距離の確保や必要に応じてパーティション等を設置できるようしておく対応が必要となります。なお、パーティションを設置する際には、空気の流れを阻害しないようにご注意ください。	R5.2 一部追記
6		同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル間の対人距離の確保は、背中合わせの場合でも必要でしょうか。	各店舗における必要換気量を確保することが前提ではありますが、「背中合わせ」の場合であれば、テーブル間の対人距離が1m未満でも構いません。	
7		座席の間隔を1m以上確保とありますが、計測をする基準を教えてください。	飛沫感染の元となる口と口の間で距離を計測します。従いまして、座席に座っていることを想定し、座席の中心と中心の間隔が1m以上となるように計測をお願いします。	
8		パーティション等の高さについて、目を覆う程度の高さを目安とありますが、店主の身長が基準でよろしいでしょうか。	一般的な成人男性の平均身長である170cm程度の方が、着座の状態、目を覆う程度の高さを目安と考えています。	
9		小規模店舗の場合、テーブル間の配置や座間の確保の対応が難しいです。どのように対応すればいいでしょうか。	小規模店舗であっても、適切な感染症対策を行っていただく必要があります。座席の間隔の確保が難しい場合は、パーティション等の設置により対応してください。 なお、一定の座席間隔が保てない場合に、常にパーティション等を設置するのではなく、必要に応じてパーティション等を設置できるようしておく対応も認めております。	R5.2 一部追記

10		<p>建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設とは何ですか。</p>	<p>商業店舗や旅館等のうち、建築物衛生法で定める用途に使用される延べ面積が、3,000㎡以上の建築物等が該当します。</p> <p>例えば、商業モールのテナント店舗では、1店舗あたりの面積は小さくても、建築物全体として建築物衛生法の規制を受ける場合は、対象施設となります。建築物衛生法の規制を受けるか及び基準を満たしているかは、まず建築物全体の管理者等に確認してください。</p>	
11	換気	<p>換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 ㎡）を確保するとありますが、実際の確認方法にはどのようなものがありますか？</p>	<p>（建築物衛生法の対象施設の場合）</p> <p>「定期点検結果簿」、「建築物の完成図書」、「維持管理に関する設備の配置及びシステムを明らかにした図面」等により施設内の空調・換気設備の換気量をご確認ください。</p> <p>上記図書等が無い場合は、設置されている機器の型番を確認し、メーカーのホームページなどにて仕様を確認してください。申請施設がテナント等のため申請者が把握していない場合は、建物の管理者にお問い合わせください。</p> <p>完成図書などにより換気設備の換気量を確認してください。</p> <p>※法定点検結果のみでは、1人当たりの必要換気量の確認はできないため、定員も併せて確認願います。</p> <p>（建築物衛生法の対象外施設の場合）</p> <p>施設内の空調・換気設備の換気量をご確認ください。</p> <p>設置製品の説明書・仕様書やメーカーのホームページなどで確認をお願いします。申請施設がテナント等のため申請者が把握していない場合などは、建物の管理者にお問い合わせください。</p> <p>※いずれの場合も、換気設備による換気量を示す書類（ビル管理法で定められた帳簿書類、製品の説明書・仕様書等）について、現地調査時に提示を求める場合があります。</p> <p>（参考）必要換気量確保のために人数制限する場合の算定</p> <p>例えば、500 ㎡/時の換気設備がある場合の上限人数は、$500 \text{ ㎡/時} \div 30 \text{ ㎡/人} \cdot \text{時} = 16 \text{ 名}$となります。</p>	

12	換気	<p>窓の開放による換気について、「30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開」とありますが、十分な換気ができたか不明です。換気の目安を確認する方法はあるのでしょうか。</p>	<p>建築物衛生法の建築物環境衛生管理基準を参考に、二酸化炭素濃度測定器等を使用し、二酸化炭素の含有率が1,000ppm以下であれば必要換気量を満たしていると判断します。</p>	
13	換気	<p>窓の開放による換気を行う際、窓がない店舗については、どのように対応すればいいのでしょうか。</p>	<p>窓がない店舗については、ドアを開けて、機器等により空気の入れ替えを行うようお願いします。併せて、厨房等において換気設備がある場合は、常時換気を行うことで、より効果的に換気が行えると考えます。</p>	
14	その他	<p>手洗いなどの注意喚起のイラストなどが入ったひな型のようなものはありますか。</p>	<p>厚生労働省、内閣官房HPにて、感染症予防関連の啓発資料やイラスト（ピクトグラム）が作成・提供されておりますので、ご活用下さい。</p> <p>厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html 内閣官房：https://corona.go.jp/proposal/ また、県のHPにおいても啓発資料を掲載しております。</p>	